

令和6年度第4回大分市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時

令和6年10月30日(水)午前10時～正午

2. 開催場所

大分市役所第別館6階多目的大会議室

3. 出席委員

仲嶺まり子会長、藤田敦副会長、安藤覚委員、池田貴士委員、石田泰秀委員、
内郁枝委員、大津康司委員、佐知真由美委員、佐藤義仁委員、高山やよみ委員、
利光吉広委員、那賀照晶委員、長田教雄委員、平野昌美委員、増田真由美委員、
山田博委員、若林香葉委員、和田秀幸委員

4. 傍聴者

1名

5. 次第

1. 開会

2. 報告事項

(1) 第3回大分市子ども・子育て会議で出された主な意見について

3. 議事

(1) (仮称)第3期すくすく大分っ子プラン(案)分野1目標4について

(2) (仮称)第3期すくすく大分っ子プラン(案)

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保について

4. 閉会

6. 会議資料

次第

資料1 令和6年度第3回大分市子ども・子育て会議での質疑応答内容(要旨)

資料1(別表)(仮称)第3期すくすく大分っ子プラン(案)の修正部分について

資料2 分野1目標4について

資料3-1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について

資料3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保について

資料4 用語の解説

参考資料配席図、委員名簿、施策の体系図

7. 議事概要

報告事項(1)第2回大分市子ども・子育て会議で出された主な意見について

<主な意見等>

■会長

今のご説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

■事務局（子ども企画課）

先ほどご説明いたしました、前回会議の質疑応答の内容について、本日ご欠席の委員から事前にご意見をいただいておりますので、その点についてご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

■会長

お願いいたします。

■事務局（子ども企画課）

机上に配布しております、A4の用紙で右上に「補足資料1」と記載している資料をご覧ください。

こちらは、委員からいただいた、ご意見に関する資料となっております。まず、報告事項1 質疑応答要旨に関する事として1点目から3点目の項目についてご説明させていただきます。

1点目は、「絵本の読み聞かせ」に関する修正についてご意見をいただいております。

2点目では、過去、第2回会議でご審議いただいた部分になりますが、「保育人材確保の支援」に関し、青森での主張ということでご紹介をいただいております、この中で、赤字部分について大分市でも検討を、ということでご意見をいただいております。

「保育人材の確保・処遇改善について」の①地域限定保育士制度の導入について、大分市ではどうなっているか、ということですが、一部の国家戦略特区において実施されており、全国展開については国が検討中とのことです。その動向を注視してまいります。

②子育て支援員の活用についてですが、認定子ども園や保育所につきましては、国が定める基準で、一定の範囲内で保育士等に代えて子育て支援員を配置することが可能となっております。具体的には、その時間帯において必要となる保育士数の3分の1を超えない範囲で、保育士に代えて子育て支援員を配置できます。

また、③保育補助者の雇用制度として看護師の導入推進を、とのことですが、看護師についても国の基準で1人に限り、保育士等に代えて配置することが可能となっておりますが、保育士と合同で保育を行うことが条件となっております。

④中学生への「保育士体験プログラム」につきましては、生徒が将来保育士を目指すきっかけとなりますので、各施設におかれましては、引き続き体験プログラムにご協力いただき、保育士志望者が増えるような活動を実施していただければと思います。

これらの取組につきましては、個別の制度に関するものですので本プランでの記載はございませんが、ご指摘の点を踏まえ、各施設に制度を周知するなどの取組を推進してまいります。

次に、3点目では「こどもの権利条約」を意識した文言をどこかに入れておいていただきたい、という

ご意見です。こちらにつきましては、第1回会議でご審議いただいた総論部分にて、こどもの権利条約やその精神にのっとり策定されたこども基本法を勘案し、基本理念として「こどもの最善の利益を目指す」こと、また、基本的な視点として「こどもは生まれながらに権利の主体であることから、その権利を保障する」旨の規定を設けております。

質疑応答要旨に関する説明は以上でございます。

■委員

委員さんからの資料を見ながら思ったんですけど、保育人材の確保、それから処遇改善についてというところになります。国基準は確かに子育て支援員は3分の1を超えないとか、看護師が1人という基準がありますが、ここらが少し大分市独自の施策で緩和措置ができればもう少し、支援員さんも今かなり増えていますので、あるいは看護師さんも、0、1が多い場合は1人だけでなく、2人とかそういう数、国基準以外の数が確保できたらいいかなと思っております。

■委員

保育補助者の件につきまして、看護師さんを園に雇用したらいいということで、うちも今保健師さんを1名雇っておりますけども、やはり園に対する安心感とか、それからこどもが急に熱を出したりだとか怪我をした時に必ず保健師さんに見ていただくという風なメリットがかなりありますので、先ほど委員の方からお話がありましたけれども、独自の施策として1人あるいは複数名の看護師を雇ってもいいんじゃないかというふうに思います。

■会長

徐々に、看護師、それから保健師、そして規制が緩和されて准看護師まで含めて、こどもの人数に対してみなし保育士とできるケースあったと思います。乳児保育を進めるに当たって、看護師さんを保育士としてみなすという制度が進められてきたのですが、令和4年11月に厚労省が規制の緩和を行っております。地域限定保育士制度というのは、その地域だけで働ける保育士で、これが国家戦略特区で試験を実施しており、他県の方も試験を受けることができるのですが、例えば宮崎の方が大分で受験しても大分でしか働けないという限定の保育士の資格です。そして、3年間働けば他の地域でも働けるようになるという形でございます。実は保育士試験っていうのは年に1回行われていたんです。ところが、あまりにも保育士不足のために、コロナ前から年2回実施しております。保育士試験のあり方を言いますと、4月末にまず1回目があります。そして10月に2回目を実施されております。それに伴って、2ヶ月後ぐらいに実技試験がございます。全国一斉でございますので、1回実施するのも実は本当に大変なんです。全ての科目の試験問題の作成が必要で、2回実施するということは、2回試験問題を作らなきゃいけない。あるときですね、台風で関西から西が実施できなかった年があるんです。その時は、実施されたところと実施されないところがあるから、結局実施されないところの再試験も、もう一度試験問題を作らなきゃいけないんです。その年は1億2千万円の赤字だったんですよ。保育士試験って簡単におっしゃるんですけども、本当にすごい努力をして実施をしていて、実際は全国の養成校に会場をお願いをして、それをまず整えるのが1、2年かかっているんです。皆さん、行事があっても受け入れて試験をしているんです。例えば大学とかを使うにしても、やはり費用は大きいですし、東京では1日借りるのも100万円かかるんです。費用もある程度きちっと収支を考えながらやる。そして、今年の大分の受験者は、4月が200名、それか

ら10月が200名で、実技を受けたのが50名で、皆さん全科目が1回で受かるわけではないですから、3年間、一応合格の有効期限がございますので、3年の中で取るということが多いのですが大体通ります。それだけ、大分でも実は受験者がいるんですね。大体7割ぐらいで合格を考えていけばいいのかなとは思いますが、じゃあ、全員が保育士で働くために保育士資格を取っているのかっていうと、全員が仕事をするためだけの目的ではなく取ったりする人が中にはおられるんですよ。人数だけで考えるわけにはいきませんが、大半は保育現場で仕事をするということを目的に試験は実施されていますけれども、実態としては、今年2回実施しており、地域型限定保育士試験っていうのもまだ実は広がってはいない状況があるかと思えます。特に困っている地域が特区として試験的ということとというふうに思えます。この保育士試験を実施するということの困難さということにつきましては、1つの資格を出すということですので、非常に様々な配慮が必要であるという点は委員の方々はご理解をしておいていただきたいと思えます。今、2回の実施を各県で、それから会場になっているところも皆さん非常に努力をして実施をしているという状態であるということをご理解しておいていただけたらなと思ひましての説明です。そして、4番目の中学生の保育士体験プログラムは、職業体験のキャリア教育の一環として全ての中学校で実施されていますので、これも実施していくという方針もございますので、受け入れ先さんのご協力が非常に必要になってくるというのが状況であります。私の方で4年くらい前までその試験実施とかに関わっていましたので、お話をさせていただきました。

議事(1)(仮称)第3期すくすく大分っ子プラン(案)分野1目標4について

<主な意見等>

■委員

資料9についてです。基本施策、それから主な事業・取組の中から、人権・同和教育もしくは同和教育という文言を除くような形で示されております。上位計画である総合計画及び教育ビジョンとの整合性を図るということですが、ホームページを見ましたが、まだ公表されていませんので、こういった変更の理由等もわかりません。変更している理由をご説明お願いいたします。

■事務局（人権・同和教育課）

基本施策につきまして、「人権・同和教育の推進」から、「人権尊重を基盤とした教育の推進の充実」とした理由は、トップの項目なので、広く捉えて人権尊重とさせていただきます。「学校教育における人権・同和教育の推進と充実」としたところは、同和教育を取ったというよりも、私たちは人権教育の基盤に同和教育があるというふうに考えています。同和教育の解決はまだ図られておりません。部落差別はなくなったわけではありませんので、決してしないというわけではなく、人権問題は今複雑化しています。この何年かを見ても、AIによる人権侵害やフェイクニュース、戦争、これから先を考える時も、また色々な人権問題、新たな人権問題が出てくるときに、同和教育を基盤にした人権教育を推進していくことで、あらゆる差別の解消を図っていきたくと考え、このような形に変えさせていただきます。

■委員

上位計画との整合性を図るということですので、ここでの議論というものも限られるかもしれませんが、私の意見を言わせてください。これまであらゆる項目等の中で、部落差別をはじめとするあらゆる差

別の解消という位置付けがありました。そこで、部落差別の解消の重要性っていうのが位置付けられることで、私たち学校をはじめ様々な企業や機関において人権・同和教育を推進してまいりました。部落差別解消推進法が施行されてからまだ数年ですが、私はまだ根強い厳しい差別があると感じています。そこで、私としては、同和教育というのは非常に重要ではないかと考えています。また、今回この計画、それから上位計画との整合性ということですので、この文言が消えることで教育啓発にどのような影響があるのかということ、具体的な取組も示されておられませんので、そういうところも心配になりますし、また、大分市の姿勢といいますか、こういった市の方針が、この人権・同和教育、同和教育とか同和問題という意味で大きく変更されるのではないかとか、そういった危惧をしているところです。ぜひ、上位計画の検討において、今進んでいるところか、もしくはもうパブリックコメントがすぐだというのは日程が示されていたので、そういう状況かもしれませんが、十分に議論していただいて提示していただければと考えているところです。

お願いいたします。

■委員

人権・同和教育のことについて、私も先ほどの委員さんと同じで、文言が削除されたことに対する、これからの学校現場での指導方法等について様々な影響があるのではないかなということで大変心配しております。そういった意味で、学校現場において、また人権・同和教育課、また学校教育課のほうから、こちら辺の扱いについては配慮していただくようにしたらいいのかなというふうに思っております。

もう1つお尋ねしたいことあって、9ページの現行計画の1番下の四角の個別事業の指標の中に、「参加体験型の人権学習を受講した生徒の割合」ということで、色々なことを体験することによって色々学ぶというか深まるわけですけども、そのことが今度は見直しの中で、「地域人材を含め外部講師等を活用した人権学習を受講した児童生徒の割合」に変更したことについて説明をいただきたいと思います。

■事務局（人権・同和教育課）

参加体験型の人権学習から指標を変えたのは、参加体験型学習をしないというわけではなく、これまでやってきて、現在ヒューレおおいた等で高齢者似体験、アイマスク体験等の参加体験型の学習を行っております。当事者の立場に立って考えることで、その人の苦しみや辛さ等がわかる部分もあると思いますので、そういったことを実施してきたところですが、今、学校では担任の先生が中心になって人権学習という形で授業を進めてはいますけども、やはり地域の中には、例えば車椅子のユーザーの方がいらっしゃる、盲導犬ユーザーの方がいらっしゃる、色々な方がいらっしゃいますので、そういった方々をお招きして、そういった方たちの声や思いを直に聞く、そういった学習も必要ではないかということで、今回このような指標に変えさせていただいたところであります。

■会長

おそらく委員さんのご意見の危惧のところは、同和問題を取り上げた時は、いわゆる人権の歴史がおそらく説明されているのだらうと思います。同和問題を解決するために、その都度設定された色々な法律ですとか、それが非常に重要視される面もあるので、その辺りを基盤にして学習することは必ず必要であるというような意識も持たれているのではないかと思いますので、その点も含めてご理解いただきたいということでもよろしいでしょうか。

■委員

同じく9ページ、10ページに書いていますけれども、9ページに多様性を認め合うってありますけど、本当にこの多様性への理解っていうのは、意識して学習しなければ身につかないもので、自然に身につくっていうものではないと思います。やっぱり自分と異なる人に対して、無意識に偏見を抱いてしまうのが人間というものなので、恥ずかしながら、私も障がいを持ったこどもを産むまでは、あまり人権については考えてなかったと思います。うちのこどもがもしかしたら障がいがあるかもしれないという時になって、前回も言ったかもしれませんが、なかなか受け入れられません。これがやっぱりうちの子が障がい児っていうのは失礼だというような感覚を持っていたと思うんですね。同時に、それが事実だっていうことがわかった時に、自分の中にある差別の意識、偏見っていうものと向き合わないといけなくなった時に、とてもしんどかったです。でも、それがやっぱり知識や経験値によって乗り越えていかなきゃいけないものであると、未だにやっぱり向き合っていないと、この感覚と向き合っていないといけないものだなと思っています。無意識に身につくものでないから、学校教育とかでも、地域の中でも育てていかないといけないと思うので、先ほど委員さんが言った、知識だけじゃなく、経験を積んでいくことになって初めてその感覚というのは身につくものだと思いますので。大分のいいところは、ヒューレおおいたがホルトホールに入ってすぐのところであって、大きなポスターが貼ってあるんですね。右側に同和問題のこと、左に人権を守るとのこととはどういうことかっていう大きなポスターが貼ってあって、あれはすごくいいなと思っていて、エレベーター出たらすぐあるんですけど、そこの待合室に椅子があって、そこを自分もいつも見ているんですけども、本当に大事なことを書かれていると思います。学力とか体力とかは数値でわかりやすいことなんですけど、人権感覚を身につけるってことは数値では測れないんですよ。でも、1番やっぱり生きて大事なことから、これは本当にお金をかけて予算立てて守って推進していただきたいなと希望を持っており、お願いします。

■委員

こどもが小学校に通っているんですけども、こどもたちの多様性の認め合いっていうところで、支援学級の子たちが授業の中に入って、同じ教室で授業するっていうのがすごく増えているなど。上の子の時と比べれば、もう本当に一緒に活動している機会が増えているので、こどもたちの認識の中では、あの子は今の授業中は折り紙をしても何も問題がない、あの子は今の授業中に同じ教室で本を読んでいるけど、その子はその子でいいんだという、そういう多様性の認め合いっていうのがすごくスムーズに身につけていると、私の学校はそのように感じているので、その多様性の認め合いっていうのは、やはり委員さんがおっしゃった通りに、勉強っていう形ではなくて、やっぱり体験型の学習っていうものを身につけていくべきものなのかなと思っています。私自身がPTAの役員をしている経験上の話なんですけれども、人権・同和問題専門講座っていうのが、よく案内が来て、私もよく参加するんですけど、最近のその人権・同和問題っていう題目なんですけど、どちらかというとLGBTQだったりとか、性の多様性問題、あとは外国籍の方との付き合いとかっていう、そういった分野に重きを置いた講座がとても多いなど。同和問題っていうものの講座に、この3年間役員しているんですけど、行ってみたのが多分1回その話題だったかなっていうぐらいで、あとは本当に性の問題だったりとか多様性の問題だったりとかの講座が、人権・同和問題の専門講座なんですけど、どっちかというと人権の方にすごく重きが置かれているのではないかなと思ったので、お話をさせていただきました。

■会長

やはり体験型っていうのは、非常に子どもたちの多様性への意識が身につくように動いてるかなっていうふうに思います。実は、私が育った環境は、非常に周囲に色々な方がいる、障がいのある方もいますし、とにかく色々な方がいる環境で私も育ちました。今はもう核家族化も進んで、あまり色々な方と接する機会がないので、やはり学校の中でそういう交流の時間、そして地域の方々とも触れ合う体験型の学習というのはやはり重要になってくるという、総じてそのようなご意見だったと思いますので、人権教育についてよろしく願いいたします。

議事(2)(仮称)第3期すくすく大分っ子プラン(案)教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について

<主な意見等>

■会長

こちらの議事についても、本日ご欠席の委員から事前にご質問が出ていると伺っております。そちらについてもご説明をお願いします。

■事務局

委員からいただいた「教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保」へのご意見についてご説明させていただきます。補足資料1の1ページをご覧ください。

4点目の項目では、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保について、先ほどご説明いたしました資料3-1の1ページの、本市の人口推計をもとに、減少児童数を挙げていただいております。

続きまして2ページをご覧ください。5点目の項目では、資料3-1の5ページの利用児童数の見込みをもとに減少児童数を挙げていただいております。これを受け、ページ中段の二重丸部分で、ご意見として、「この数字をみても、公立の認定こども園化の推進については見直しをし、児童数減少が及ぼす私立への影響や検討を間違えないようにしていただき、将来、禍根を残さないようにしていただきたい」というご意見をいただいております。

関連がありますので、次のご意見についてもご説明をさせていただきます。6点目の教育・保育の提供体制について、資料3-1の6ページに関するものでございます。提供体制の確保策2「保育施設の施設整備や新規開設」について、「新たな保育施設の認可の中で主に1、2歳児の定員確保ということであるのであれば、「公立の幼保連携型は考えていない」という理解ができます。1号こどもが減少しているのであれば、公立に幼保連携型は不要である」とのご意見です。まず、市立幼稚園・市立保育所の認定こども園化についてご説明させていただきますと、本市では、少子化の進行等により市立幼稚園の園児数が減少するとともに、各施設が老朽化していく中で、市立幼稚園と市立保育所を整理統合し、1つの市立幼保連携型認定こども園として整備を行い、就学前の教育と保育を一体的に提供することで、より質の高い教育・保育の提供と市民サービスの向上を目指そうと考えています。この方針については、外部委員等にご参画いただいた検討委員会を設け策定した「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」という個別計画の中で定めておまして、総合的な計画である「すくすく大分っ子プラン」では、国の方針に沿った形で、公私問わず、全体として認定こども園化を進めるという方向性のみを定めております。市立施設の認定こども園化については、個別計画の内容となりますので、ご指摘の点につきまして、貴重なご意見として承ります。

次に、提供体制の確保策4「定員構成の見直し」について、学校法人のこども園では、10月1日の園児募集や進級調査が進まない限り次年度の定員数の調整などがうまくいかないことをご理解いただきたい、とのことですので、実務上のご意見として承ります。

次に提供体制の確保策5「幼児教育・保育施設の人材確保に向けた支援の実施」について、「新たな人材の発掘」の中に「看護師」の採用促進が人材確保の大きな力になるようにしてほしい、「子育て支援員」の地位確保、尊重をしてほしい、とのご意見でございますが、こちらについては先ほど報告事項1でご説明しましたとおり、子育て支援員や看護師は、一定の範囲内で保育士等に代えて配置できることになっておりますことから、各施設におかれましては制度を活用し、人材確保に努めていただきたいと考えております。また、潜在保育士等の復職を促す取組について具体的な政策を教えてほしい、とのご意見ですが、本市では保育職場へのスムーズな復帰を促すため「職場体験講習会」や、保育の現場の雰囲気を経験してもらう「保育所等見学バスツアー」を開催しております。また、未就学のこどもがいる保育士が、保育施設で就労するにあたり、優先的に保育施設に入所できるよう利用の調整を行っております。本市においては、これらの取組以外にも、国の動向を見ながら、保育士等人材確保の新たな取組について検討してまいります。

次に提供体制の確保策7「保育コンシェルジュの配置」について、詳細を教えてほしい、とのご意見です。本市では、子ども入園課の窓口には2名の保育コンシェルジュを配置し、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、入所可能な認可保育所の情報のみならず、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の状況など、保育を希望される保護者のニーズに合った保育サービスの情報提供を行っているところでございます。なお、保育コンシェルジュの資格について、国は、子育て支援員基本研修及び専門研修の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましいとしており、本市では、その研修を受けた子育て支援員や保育教諭の資格を持つものを配置しております。施設の状況については、保育・幼児教育課と各施設へ訪問することで確認をさせていただいているところです。説明については以上でございます。

■委員

特に0、1、2歳の見込みについては、これからの潜在的な待機児童ということも含め数字的なものは分かるんですが、特に資料の3歳以上のところで10ページになります。5年間の見込みという数値を挙げておりますが、現実に1号認定のこどもさんが、かなりここ数年減少率が高いと思います。幼稚園連合会もここ3年間で、毎年500人ずつ、1号認定のこどもさんが減っている状況です。そこは何かというところで、委員さんが書かれていますが、0、1、2歳の受け入れがしっかりできても、3歳以上になると、1クラスの利用定員数が多くなるために、そこでどうしても定員割れを起こしているのかなというふうに思います。1つ目が、別紙の資料の中で、特に0、1、2歳、10ページの1番上になりますが、教育の量の見込みで、3歳から5歳の数字をまとめて書いているんですね。実績としては令和3年から令和5年を書いていますけど、実際は3、4、5歳を年次別に分けて、そしてまた1号認定の中でも新2号含めて、詳細がわかるような表をいただきたいというふうに思います。というのは、これから本当に1号認定のこどもさんが、どういうふうに減っていくのかなというのが、予測がつかないような現状になっているように思います。特に、待機児童対策で、大分市の新設の保育園さん、認定こども園さんが増えておりますが、認定こども園さんが増えると、保育園から認定こども園になりますと、そこで1号認定のこどもたちを、3、4、5歳を新しく利用定員として増やさなければならない。そういう状況からしますと、1号認定の受

け入れ先が本当に多くなって、全体的にそれがかなりの減少につながっているかなと思いますので、少し細かな3、4、5歳の、実際にここ3、4、5年まででもいいのですが、少し具体的な、量の見込みに対して現員数がどういふふうに変化していったのか、そこら辺の資料もいただければいいかなと思っています。

■会長

資料の出し方についてということでしょうか。

■委員

そうですね、まず1つは、別紙の資料の3から5歳にまとめた数が年齢別に欲しい。それともう1つは、特に1号認定のこどもたちについての、同じく3、4、5歳、3年から5年までの数値の現員数ですね、その実態が欲しいなというふうに思います。要するに、これまで5年間やった中で、量の見込みに対して、ざくっとこの別紙の方では実績数が現れていますけど、もう少し具体的に歳別のものが欲しいというふうに思います。

■会長

今のは1号認定の数ということですか。

■委員

そうです。大分市の方は、2号認定と3号認定については毎月、就園の利用状況ですかね、表が出ていると思います。1号認定というのは実際に出ていなくて、1度どこかの会議でもらったことはあるんですけど、1号認定はどうして毎年500人ぐらい減っていくのかなというのが、私の方も色々調べているのですが実態が掴めないで、少し具体的な数字が欲しいなど。

■会長

今の表の詳細、年齢別、それから1号認定の方の人数推移ということをご希望だと思いますけれどもよろしいですか。

■事務局（保育・幼児教育課）

今ご要望のありました3歳から5歳児の、これまでの1号認定と保育を必要とする2号認定の利用実績についてということですが、こちらにある資料についてはご提供させていただきたいと思います。ただし、私立幼稚園につきましては、大分県の私学助成を使っている幼稚園がまだございますので、その幼稚園につきましては、実態について大分市では把握ができていない部分がございますので、その園に通っている園児数については把握ができておりませんので、全ての形で、大分市で把握ができていないかといえば、そうではないということについてはご了解をいただいた上で、資料の方はご提供させていただこうと思っております。

■会長

まだ新制度に移行してないところもございます。県の方にもなりますので、というご理解でよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■委員

今、委員から提案があったと思うのですが、この2ページ目の、提供体制5で、人材確保のところがあるのですが、この中に、実は配置基準というのがあるのですね。ここの文章では全然配置基準という概念が出てきていないのですけども、例えば、0歳児のお子さん3人に対して保育士が1人必要で、今度1歳児については6人のお子さんに対して1人の保育士が、今度5人に対して1人の保育士が必要というふうになります。この配置基準の見直しをするというのは、今国の方で進めているところなのですが、そうすると必然的に人材が不足してくるんですね。そのところの解決方法として、国の基準通りに運用すると人材確保が非常に難しいので、暫定的にでもいいのですが、大分市が、例えば2年間ぐらいは看護師を今1人のところを2人にさせていただくとか、または子育て支援員を今2人のところを3人にさせていただくとか、そういった柔軟な対応をしていただくと、利用定員通りの受け入れ人数ができるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ただ、そうすると、お金はかなり増えると思いますけども、それはまた少子化になるまでの暫定期間ということで検討していただければありがたいと思います。

■事務局（保育・幼児教育課）

今、職員の配置基準についてのご意見をいただきました。例えば、0歳児については、保育士3人に1人、1歳児につきましては、保育士1人でこども6人まで今見ることができるという基準となっております。これは国の基準でございまして、各自治体は従わないといけない基準となっておりますので、実は裁量権がございません。逆に厳しくする基準、例えば0歳児の3人に1人、保育士1人で3人のお子さんを見ることができますが、これを0歳児について2人で見るといような、基準を厳しくすることについては国の基準を上回ることはできるんですが、最低の基準の部分について緩めるということについては、自治体の方が法令違反に問われるというふうになっておりますので、今現在、そこについては、ご要望としていただきましたが、直ちに可能なことではないというふうに理解をしておりますが、私どもとしましても、国の方に市長会等を通じてご要望という形で、自治体の実際の現場の声というふうな形で届けていきたいというふうに思っております。

■委員

国の基準を変えるということではなくて、例えば1歳児のお子さんを1人の保育士が5人まで見るというふうになった時に、保育士だけじゃなくて、例えば看護師さんが、今1人が保育士とみなすんですけども、そこを2人まではみなすとかですね、そういった自治体でできるかどうかわからないんですけども、そういった配置基準の構成員というのですかね、その見直しがもしできればありがたいというふうに思っております。

■事務局（保育・幼児教育課）

看護師の配置であったり、先ほどから出ている子育て支援員、これにつきましても、保育士に代えて配置ができる人数につきましては国の基準の中で縛りがございますので、そこも含めて、先ほど申したよう

に、全国市長会等を通じて、地方の意見ということを届けていきたいというふうに思っております。

■会長

実は、海外の保育施設と比べて、日本では、1人の保育士に対するこどもの人数がちょっと多かったんですね。それで、例えば1歳さんが6人から5人へと配置基準が変わると、今度は保育士を増やさないといけない。保育士不足の中で、こどもに対する保育士の人数をさらに増やさないといけない状況が出ているということで、保育・教育現場は本当に保育士、保育教諭さんを確保するのに苦労されております。この人材確保のことについて等、何かご意見等ございますでしょうか。先ほども申しましたように、保育士試験を年2回に増やして、とにかく人材確保にも努力しているということと、潜在保育士確保のために、復帰しやすいように、簡単な研修を行って、少し軽くウォーミングアップしながら現場に戻るっていうような、そういうことも実際には行われておりますので、何も手を打ってないというわけではないんですね。それでも実を言うと保育士になって3年、それから10年経つと、他の職種を経験したい、この仕事じゃないと考えることがある。今は転職サイトがたくさんあるんです。実はそういうことで若い方が転職されるケースが結構多いので、イタチごっこなんです。本当に、こちらが一生懸命輩出するんですけど、保育教諭、つまり幼稚園、保育士とかの資格とかを取って、現場に行き、就職をして輩出しているんですけども、少し社会情勢と言いますか、社会環境の影響とかもございまして、その後、移動するというのも、最近では起きているような実態です。保育・教育現場さん、それから行政さん、それから養成校さんも、みんなタッグを組んでフェアをやったり、それから色々なことをして掘り起こしにも努めています。そういうような状況ではありますけど、まだまだアイデアが足りない。こんな方法で掘り起こしたらどうかとかいうようなアイデアがありましたら、ぜひそういうご意見をいただければと思います。

■委員

人件費の部分も絡むかなというのがありましたので、大きく2点なんですけども、1点目、まさに配置基準のお話がありまして、確かに緩和されたといえども、保育士不足の問題があるということで、非常に大きな問題だと思っているんですね。私は、働く者側から考えた時に、やはり保育に携わる方、また介護職、また、以前、看護も同じだったんですが、やはり処遇の面で、ちょっと、他から引けをとっているような見られ方をどうしてもしてしまう職種というふうに報道等で映っていたんだと思います。今まさに、我々ですね、連合の方でも賃上げということで、毎年春闘で戦っておりますけども、また来年も、今賃上げムードが実際続いておりますし、実際、政治の方もですね、その雰囲気が続いていると。そういう中で、実際に国からの給付費とか、その人件費に当たる部分、ここも当然ながら増額を求めていかなければいけないと思いますし、その動きはあるとは思いますが、そこも加速をしていかないと、やはり業界としてなかなか底上げが難しいので、人材確保というのも1つ難しくなるのかなというふうに思った面があります。ですので、せっかく参議院議員だった、足立市長でもございますので、ぜひ、市長からも、国に対するそういう要望の声というのは挙げていただきたいというのがまず1点です。もう1点、この少子化の中で、労働力人口自体が減ってくるということで、もう全ての業種において人手不足が始まっている。もう今すでに始まっている状態だと思うんですね。一方でまた労働者側の働き方の多様化ということも進んできておりまして、かなり色々な働き方があります。それを考えた時に、資料の6ページの教育・保育の提供体制の中で、幼稚園の認定こども園への移行っていうのが1番にありまして、まさに先ほどの量の見込みのことに関しても、その通りなんだなっていうのは感じました。一方で、例えば保育所

の方も同様にこども園化を進めていくという考えがないのかどうかというのを確認をしたいと思いました。いわゆる、育児休暇で働く方が休まれて、3号認定になるんですかね、お預けをして、その後復職をする時に色々な形態がありまして、正社員に戻れる方もいらっしゃるれば、パートで一旦数年間繋いで、最終的にまた正社員の復職をするというようなパターンもあると思うんですね。それを考えた時に、確かに今この見込みを見ますと、1号認定のお子さんたちが減ってくるという見込みはあるんだと思うんですが、一方で、今私が申し上げた形態で行きますと、おそらく一旦2号認定から外れて1号認定に移ってしまうケースもあり得るのかなと思ったんですね。パート職員でもし繋いだ時にはですね。そうなった時に、保育所に預けていたこどもについては1号認定がないので、やっぱり移らないといけないという問題が発生してくるのかなと同時に思ったんです。なので、基本的には、こども、また保護者目線のことも考えますと、同じ園の中で行き来ができるというメリットを考えるのであれば、基本的には、現場の人間ではないのであまり言わなかったんですが、基本的には、認定こども園化が進んでいくことによって、1号2号の行き来が担保できますので、保護者、働く者の視点からすると、公立、私立を問わずに認定こども園化していくのを進めていただくのが、今後のベストな方策なのではないかなというふうに私は感じましたけれども、それに対して何かご説明いただける点があればお伺いしたいと思います。

■委員

確かに認定こども園では就労をしている条件というのがありまして、これは2号、3号認定になります。ところが、働けなくなったりとか、または育休とかで、仕事を一旦離れるということになりますと、やめなきゃいけないという方もいらっしゃると思いますので、認定こども園ですと、満3歳以上になった場合は1号に変更ができます。ただ、0、1、2歳での場合はもうやめなきゃいけないということになります。それから、保育園から認定こども園に移行するという事なんですけども、認定こども園というのは教育施設ということになりまして、書類とかがかなり煩雑になるんですね。その分だけ収入というか運営費は増えるんですけども、その手間がすごいかかってしまうので、昔の通りに保育園のままでいたいという園もあります。

■会長

認定こども園化について、事務局の方は何かございますでしょうか。今推進はしているところだと思いますが。

■事務局（保育・幼児教育課）

保育所からの認定こども園化についても、市としては推進をしているところがございます。ちなみに、この子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりまして、保育所から認定こども園に移行した施設、今年度までおよそ50施設が、保育所からこども園に移行しております。こども園化のメリットにつきましては、先ほど委員からおっしゃっていただいた通りでございまして、やはり就労している就労していないに関わらず、引き続き園に通えるというところについてはメリットというふうに考えておりますので、保育所の認定こども園化も引き続き、市としては推進をしてまいりたいというふうに考えております。

<主な意見等>

■委員

22 ページの子育て世帯訪問支援事業の 1 番下の、確保に向けての対応策の「要保護児童等」とあるんですけども、この段階ではまだ「要支援児童」の方が適当かなと思います。等の中にもししたら含まれているかもしれないですけどもご検討ください。

■事務局（子育て支援課）

委員さんがおっしゃられた通りだと思っておりますので、要支援児童等に修正したいと思います。ありがとうございます。

■委員

5 ページと 7 ページなんですけれども、県の方が、「子どもの発達支援コンシェルジュ」というのを作っていて、ファミリーパートナーの役割と保育コンシェルジュと被っているような感じがするんですね。市としては、この「子どもの発達支援コンシェルジュ」をどういう立ち位置で利用するのかなということをお聞きしたいなと思いました。

■会長

文言のところでございますけれども、役割の重複という部分ですね。

■委員

県でも似たような事業をしているのかな。パンフレットがこどもルームに置いてあるんですね。市のこどもルームにはファミリーパートナーもいらっしゃるみたいですし、利用者としては、こどもの発達で気になることがある場合、どちらに相談するのか、住み分けてらっしゃるのか。

■事務局（子ども入園課）

用語の解説の中にも保育コンシェルジュにつきまして記載しておりますが、保育コンシェルジュは、子ども入園課に配置しており、保育所の入所等に関わる相談をお受けしております。

■事務局（子育て支援課）

ファミリーパートナーについては、専門の職員を中央と鶴崎と植田のこどもルームの 3 か所に基本的には配置し、ご希望があればその他のこどもルームでも対応させていただいており、子育ての悩みに関する相談をお受けしているところでございます。

■委員

今後、こどもの発達が気になりなんですけどファミリーパートナーに相談したら、子どもの発達コンシェルジュの方に繋げることもあるということですか。

■事務局（子育て支援課）

実際にファミリーパートナーに相談があって、発達に関するものであれば、直接大分県の方にお繋ぎするというよりは、大分市の中の相談機関で適切なところをご案内をさせていただいております。

■委員

パンフレットについて大分市が、「こどもセンターかおるおか」と「大分県発達障がい者センターE c o a l」でしたから、どういう絡みをしていくのかなというのが気になりました。

■事務局（福祉事務所長）

発達障がいなどで、専門的な対応が必要なものについては県が指定をして、「こどもセンターかおるおか」等が対応しているところですが、実際のサービス提供となると、「こどもセンターかおるおか」から大分市の障がい児の相談支援事業所とか相談支援センターについてサービス提供というところに至るということになっていると思います。ですので、そちらについては県が指定したところなので、まずはそこに相談してもらって、それから児童発達支援とか放課後等デイサービスとかの利用が必要ということになれば、大分市内の相談支援事業所に繋がっていくということになるかと思います。

■会長

他によろしいでしょうか。

（他に意見等なし）

■会長

非常に盛りだくさんな内容を、本日も協議いただいたかと思います。軽微な文言修正などはございますけれども、同和教育のところは実際に進めていく中だと思いますので、大幅に検討するという内容はなかったかなというふうに認識しておりますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なし）

■会長

ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして本日の議事は全て終了といたします。